

公立大学法人静岡文化芸術大学教育研究審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人静岡文化芸術大学定款（以下「定款」という。）第21条第1項に規定する教育研究審議会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 教育研究審議会は、定款第24条に掲げる事項を審議する。

(定数)

第3条 教育研究審議会の委員総数は23人とし、定款第21条第2項第3号から第5号の委員は次のとおりとする。

- (1) 第3号の委員 理事（総務担当及び教育研究担当）、教務部長、学生部長及びキャリアセンター長
- (2) 第4号の委員 学部長、研究科長、文化・芸術研究センター長、図書館・情報センター長、英語・中国語教育センター長、入学試験・高校大学連携センター長、学科長及び静岡文化芸術大学事務局長
- (3) 第5号の委員 2人

(任期)

第4条 定款第21条第2項第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第5条 教育研究審議会は、定款第22条第1項及び第2項の規定に基づき、学長が招集する。

- 2 学長は、教育研究審議会を招集するときは、開催の7日前までに、日時、場所、議題その他必要な事項を書面により委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

(議長)

第6条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 学長が欠席の場合は、学長があらかじめ指名する副学長が議長となる。
- 3 議長は、開会及び閉会を行い、会議の運営を主宰し、その秩序を維持する。

(議案の提出)

第7条 教育研究審議会への議案の提出は、議長が行う。

(発言)

第8条 発言は、すべて、議長の許可を得てしなければならない。

(採決)

第9条 議案について採決をする場合には、口頭又は無記名投票の方法により、議長がこれを定める。

2 口頭による採決は、付議事項について異議の有無を問う方法によることができる。

(委員以外の者の出席)

第10条 議長は、審議事項に関する説明又は意見を聴くため、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(傍聴)

第11条 教育研究審議会の会議は公開しない。ただし、議長が相当と認めた場合は、傍聴を許可することができる。

2 傍聴人は発言することができない。

(専門委員会の設置)

第12条 教育研究審議会の運営上必要な場合には、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営については、教育研究審議会の議決を経て、学長が定める。

3 専門委員会は、教育研究審議会から委任された事項を審議し、その結果をできる限り速やかに議長に報告しなければならない。

(議事録)

第13条 議長は、教育研究審議会を開催したときは、日時、場所、議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及び出席した委員のうちから議長が指名した者2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

(事務)

第14条 教育研究審議会に関する事務は、大学事務局教務・学生室において処理する。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、教育研究審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、学長が教育研究審議会に諮って定める。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年5月11日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。